

産業統計部会の審議状況について(報告)  
(農林業センサスの変更)

資料5

(注)申請に至るまでの経緯を踏まえ、第1回部会では、農業集落調査について先行して審議

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
I 計画の変更 1 農林業経営体調査 (1)調査票のレイアウト変更等  (2)調査事項の変更  (3)調査方法の変更  (4)集計事項の変更	○ 前回調査で取り入れた農業項目の読み替え方式(農業項目の一部を林業項目に読み替えて記入する方式)を取りやめ、農業項目・林業項目の記入箇所を、それぞれ明確化するほか、調査票全体を再構成		●		(第2回で審議予定)
	○ 労働力に関する調査事項について、前回調査で拡充した個人ごとの把握範囲を縮小し、調査事項を整理・簡素化		●		
	○ 労働力に関する調査事項以外の事項について、政策目標、制度改正、利活用ニーズを踏まえ、追加・削除等		●		
	○ 調査票の提出方法に郵送を追加		●		
	○ オンライン回答の方法を、e-surveyからeMAFFに変更		●		
	○ 調査事項の変更や、利活用ニーズを踏まえた見直し等		●		
	○ 「主業経営体」「準主業経営体」「副業的経営体」の統計区分を、以下の2区分に変更 ・農業所得主経営体 ・農外所得主経営体		●		
2 農業集落調査  ※調査票は別添参照	(計画の変更に対する全体的な評価)				【現行の計画が維持できない中であって、現状において、実施可能な範囲での現実的な変更計画が示されているものと考えられることから、大筋で異論はなかった。ただし、追加の確認事項について、第2回部会で審議予定】
(1)母集団名簿の作成方法の変更、報告者の選定方法の変更	○ 【母集団名簿の作成方法】 市区町村から情報提供を受けて作成する方式から、農林業経営体調査の客体候補一覧を令和7年調査の実績により更新し、加えて行政記録情報等を活用して整備する方式に変更(農業集落調査を事実上、農林業経営体調査の後続調査として位置づける。)  【報告者の選定方法】 上記により、母集団名簿を整備した上で、報告者を選定する際の優先順位を明確化  〔優先順位の概要〕 ①自治会長・行政区長等 ②農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画において、地域内の農業を担う者 ③認定農業者、認定新規就農者 ④その他の農林業経営体 ⑤自給的農家、土地持ち非農家等 (②～⑤については、経営耕地面積が大きい者から順に選定)	●	●		以下の観点から、変更案について相応の合理性があると評価 ①農林業経営体調査の結果から得られる最新の情報を基礎にしようとするものであり、かつ、その整備に大きな支障が生じない見込みであること、 ②前回まで農業に従事しているか否かを問わずに報告者を選定していた方法を改め、基本的に、何らかの形で農業に従事している者の中から選定することで、より適切な報告者の選定が見込まれること、 ③候補者を選定する際の優先順位を明確にすることで、円滑かつ統一的な選定が可能になると考えられること  【委員等からの主な意見】 ◆報告者を新たな手順で特定することに関連して、今回調査の際に、回答した報告者の属性(自治会長や認定農業者など)を記録しておき、次回調査に向けて、手順や優先順位の運用が適切か否かについて検討することが必要 ◆回答の継続性の観点から、「前回調査で回答した者」という属性も候補になり得るのではないかと ◆いずれの候補者からも回答が得られなかった場合の対応方針について、あらかじめ決めておく必要があるのではないかと ◆保有する耕地が全て集落外にある者が報告者になったような場合、当該集落についての的確な回答が得られるのか

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
(2) 母集団名簿の作成方法の変更に伴う見直し等	○【対象地域】 母集団名簿に登載された者がいない農業集落(農業に従事する方がいない集落)を対象から除外  ※集落全域が「市街化区域」とされている集落は、従前から除外	●	●		以下の観点から、変更案について相応の合理性があると評価 ①今回の変更により、農林業経営体調査の結果等を基礎情報として母集団名簿を整備することから、農業を行う者が所在しない集落が対象から外れることはやむを得ない一方で、前回調査で対象となった集落の98%に対して調査が継続されること ②今回対象から外れる集落についても、再び農業を行う者が所在するようになれば、次回調査の際には、調査対象に復帰する可逆的な取扱いであること  【委員等からの主な意見】 ◆調査対象とならなかった農業集落について、全域が市街化区域なのか、農業を行う者が所在しない地域なのかを記録として整理しておくことが必要
	○【調査系統・調査方法】 民間委託・地方農政局等経由の併用から、全面的な民間委託に変更(原則的に郵送・オンライン調査。必要に応じて、民間事業者の調査員が対応)	●	●		以下の観点から、変更案についておおむね適当であると評価 ①地方農政局等の職員の大幅な減少により、これまでの調査方法の維持が困難である中、調査を継続するための対応であること ②前回調査においても、既に80%以上が郵送・オンラインにより回答が得られている一方で、今回の計画では、必要に応じて、調査員の対応も予定されていること  【委員等からの主な意見】 ◆前回調査の際に、郵送・オンラインで回答が得られなかった報告者の属性や地域性に特徴があるのであれば、それらを委託先に情報提供することで、調査員の配置など効率的・効果的な調査実施に資するのではないかと。
	○【調査時期・公表方法】 調査開始時期を約10か月繰下げ。概要・詳細の二段階公表を一本化(公表のタイミングは、従前の詳細公表の時期と同時期を想定)	●	●		調査実施時期の変更については、農林業経営体調査実施後の母集団情報の整備を受けて行うことに伴うものであり、やむを得ないものと評価  また、二段階公表の一本化については、従前の詳細データの公表時期と同時期の公表が維持される見込みであることから適当と評価  【委員等からの主な意見】 ◆調査の実施過程において、報告者の選定替えが発生したとしても、調査期間中に終わることができるよう、スケジュール管理をしっかりとっていただきたい。
3 その他の変更 (1)市町村調査	○地方農政局等経由を本省直轄に変更(郵送・オンライン調査は変更なし)			●	(第3回で審議予定)
(2)各調査票共通	○集計結果の公表に当たり、印刷物の作成を取りやめ			●	
Ⅱ 前回答申 <sup>(※)</sup> における「今後の課題」への対応状況  ※平成30年8月28日	○農林業経営体調査の客体候補名簿の情報の有効活用、調査計画上の位置づけの検討			●	
	○農林業経営体調査について、個人経営体・団体経営体別に調査票様式を分けることの検討			●	
	○経済センサス-活動調査との役割分担の整理			●	

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
Ⅲ 今後の手続についての整理(農林業経営体調査)	○ 都道府県設定項目(都道府県の要望に応じて設定する調査事項)について、調査計画上の位置付けを明確化するための手続追加 <sup>(※)</sup>  ※令和6年度前半に、調査計画に都道府県設定項目を明確化する変更申請を追加で受けることを想定			●	

(注1)部会日程

- ・第1回(第113回産業統計部会):6月5日(月)に開催
- ・第2回(第114回産業統計部会):6月26日(月)に開催予定
- ・第3回(第115回産業統計部会):7月6日(木)に開催予定
- ・予備日:8月4日(金)(開催未定)

(注2)本資料における調査票の表記

- ・農林業経営体調査票 → 農林業経営体調査
- ・農山村地域調査票(市区町村用) → 市町村調査
- ・農山村地域調査票(農業集落用) → 農業集落調査

秘
農林水産省
統計法に基づく基幹統計
農林業構造統計

# 2025年農林業センサス 農山村地域調査票（農業集落用）

(2025年2月1日現在)

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護  
政府統計 に万全を期します。



	都道府県	市区町村	旧市区町村	農業集落
名称				
基本指標番号				

農業集落名

- ご記入いただく地域は左記農業集落の範囲です。
- 寄り合いの開催回数及び地域活動は、参加したかどうかに関わらず、認識しているすべての開催回数または活動の状況を記入してください。
- 「(参考)前回の状況」は、あなたのお住まいの農業集落について、「2020年農林業センサス」で把握した状況ですので、参考としてください。

マークの記入例

○「良い例」のように丁寧に  
なぞってください。

○ 良い例  × 悪い例

1 過去1年間に開催された集落の寄り合いの回数について、該当するもの**1つに必ず**記入してください。

	101	(参考)前回の状況
年に1~2回	<input checked="" type="checkbox"/>	
四半期に1回程度 (年に3~5回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
2ヵ月に1~2回程度 (年に6~11回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
月に1~2回程度 (年に12~23回)	<input checked="" type="checkbox"/>	
月に2回以上 (年に24回以上)	<input checked="" type="checkbox"/>	
寄り合いがない	<input checked="" type="checkbox"/>	

○「寄り合い」とは、原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいいます。

○ 寄り合いの回数は、次の2つの合計回数とします。

①集落全体についての寄り合い  
ごみ・資源の回収、防災訓練、祭りや運動会の開催、道路の清掃や補修、集会所の改築など

②農業生産についての寄り合い  
防除や草取り等の共同作業、農業機械や出荷施設の整備、農道・水路の管理など

集落内で地区ごとに分かれて寄り合いを行った場合は、平均的な回数を選択してください。

2 寄り合いがある場合は、寄り合いの議題について、該当するもの**すべてに必ず**記入してください。また、議題となったそれぞれの取組について、具体的な活動状況に該当する**いずれかに必ず**記入してください。

- 「単独の農業集落で活動」とは、地域の取組として行われている活動が、当該農業集落単独で行われている場合をいいます。
- 「他の農業集落と共同で活動」とは、地域の取組として行われている活動が、当該農業集落を含む近隣の農業集落と共同で行われている場合をいいます。

該当する議題すべてに記入	議題	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	(参考)前回の状況
	農業生産にかかる事項	<input checked="" type="checkbox"/>											
	農道・農業用排水路・ため池の管理	<input checked="" type="checkbox"/>											
	集落共有財産・共用施設の管理	<input checked="" type="checkbox"/>											
	環境美化・自然環境の保全	<input checked="" type="checkbox"/>											
	農業集落行事(祭り・イベントなど)の実施	<input checked="" type="checkbox"/>											
	農業集落内の福祉・厚生	<input checked="" type="checkbox"/>											
	定住を推進する取組	<input checked="" type="checkbox"/>											
	グリーン・ツーリズムの取組	<input checked="" type="checkbox"/>											
	6次産業化への取組	<input checked="" type="checkbox"/>											
	再生可能エネルギーへの取組	<input checked="" type="checkbox"/>											
	その他	<input checked="" type="checkbox"/>											

活動が行われている場合

(地域の取組として) 活動が行われている

単独の農業集落で活動	他の農業集落と共同で活動	活動が行われていない
①	②	③

(いずれかにマークを付けてください)

交流都市住民との	NPO・学校・企業との連携を行っている
④	⑤

(該当するものにマーク)

農業集落名

- ご記入いただく地域は左記農業集落の範囲です。
- 寄り合いの開催回数及び地域活動は、参加したかどうかに関わらず、認識しているすべての開催回数または活動の状況を記入してください。
- 「(参考)前回の状況」は、あなたのお住まいの農業集落について、「2020年農林業センサス」で把握した状況ですので、参考としてください。

3 過去1年間に地域で行われた農地、水路、森林などの地域資源の保全活動について、該当するもの**いずれかに必ず**記入してください

- 「保全している」とは、その地域資源の保全、維持、向上を図るため、**地域住民が主体となって**取り組む行為とします。  
なお、地域住民全体ではないが数戸で共同保全しているものは該当しますが、**個人で自己の農林業生産活動のために、維持管理を行っている場合は除きます。**
- 「**単独の農業集落で保全**」とは、地域の取組として行われている保全が、当該農業集落単独で行われている場合をいいます。
- 「**他の農業集落と共同で保全**」とは、地域の取組として行われている保全が、当該農業集落を含む近隣の農業集落と共同で行われている場合をいいます。

		保全している場合				(参考)前回の状況	都市住民と連携している NPO・学校・企業と連携している	
		地域資源がある (地域の取組として)保全している		地域資源がない	⑤		⑥	
		単独の農業集落で保全	他の農業集落と共同で保全					保全していない
		(いずれかにマークを付けてください)				(該当するものにマーク)		
		①	②	③	④			
農地	113	✓	✓	✓	✓		✓	✓
農業用排水路	114	✓	✓	✓	✓		✓	✓
森林	115	✓	✓	✓	✓		✓	✓
河川・水路	116	✓	✓	✓	✓		✓	✓
ため池・湖沼	117	✓	✓	✓	✓		✓	✓

農地・・・田、畑、樹園地、牧草地など  
 農業用排水路・・・地域の農地周辺にある、農業用の用水路と排水路  
 森林・・・人工林や自然林、里山など  
 河川・水路・・・1級・2級河川、小川、運河など  
 ため池・湖沼・・・かんがい用水のための池、ダム湖、天然の湖沼など

4 この地域には、農業生産に関する連絡・調整、活動などの総合的な役割を担っている組織（実行組合）がありますか。いずれかに**必ず**記入してください。

実行組合がある	118	✓	(参考)前回の状況
実行組合がない		✓	

- 「実行組合」とは、農業生産における最も基礎的な農家組織です。地域によって様々な名称があります。  
 ○○集落生産組合、■集落農事実行組合  
 △△集落農家組合、★★農協○○支部 など
- 収穫や集出荷等の一部の作業だけを受け持つ団体は含めません。

◎ 全体を通して、ご自身では十分な回答ができない項目がございましたら、恐れ入りますが、農業集落内の事情にお詳しい別の方から伺うなどしてご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

調査へのご協力ありがとうございました。